

## 「留萌管内ブルーカーボン推進検討協議会」設置要領(案)

(目的)

第1条

四方を海に囲まれた本道において、藻場の育成と二酸化炭素の吸収源対策の両立を図るブルーカーボンの活用は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた重要な取組である。

こうした中、留萌地域は、広い藻場があり過去から藻場づくりに取り組むなど、ブルーカーボンの推進に向け大きな可能性を有することから、市町村、漁協、研究機関等が連携し、各海域の特性や地域の実情に応じた水産業振興につながる取組が進められるよう、「留萌管内ブルーカーボン推進検討協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会の会長は、北海道留萌振興局産業振興部水産課長が担う。

2 協議会は、別表に掲げる団体の役職員をもって構成する。

(運営)

第3条 協議会は、会長が招集する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名を受けた者がその職務を代行することができる。

3 協議会の構成員について、代理出席をすることができる。

4 会長は、必要に応じて構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(所掌事項)

第4条 協議会で検討する事項は、次のとおりとする。

(1)ブルーカーボンの推進に関する事項

- ・本協議会及び各地域で取り組む内容に関する事項
- ・国内外の動向や取組事例に係る情報に関する事項
- ・藻場(干潟)の把握等に関する事項

(2)その他ゼロカーボンの推進に関する事項

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、北海道留萌振興局産業振興部水産課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営その他に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 この要領は、令和 年 月 日から施行する。

## 別表

## 「留萌管内ブルーカーボン推進検討協議会」構成員

所 属	職 名	備 考
増毛町 農林水産課	課長	
留萌市 農林水産課	課長	
小平町 経済課	課長	
苫前町 農林水産課	課長	
羽幌町 農林水産課	課長	
初山別村 経済課	課長	
遠別町 経済課	課長	
天塩町 産業振興課	課長	
増毛漁業協同組合	専務理事	
新星マリン漁業協同組合	専務理事	
北るもい漁業協同組合	専務理事	
遠別漁業協同組合	参事	
北海道立総合研究機構 稚内水産試験場 調査研究部	部長	
留萌開発建設部 築港課	課長	
留萌地区水産技術普及指導所	所長	
留萌振興局産業振興部水産課	課長	